

[事案 2019-199] 契約無効請求

・令和2年3月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の無責任な行動により、保険会社を信頼できないことを理由として、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年に契約した定期保険等3件の保険契約につき、令和元年11月に解約したが、以下の理由により、3件すべての契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

(1)契約時、前任の募集人が急に辞めるなどしたことから、当初は契約を断ったが、募集人が退職まで責任をもって担当し、仮に退職しても信頼できる人に必ず引き継ぐと約束したので契約したにもかかわらず、挨拶もせず退職し、新しい担当者からも連絡がなく信頼できない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、退職時に申立人に挨拶をしなかったことは事実であるが、当社はこの点につき書面にてお詫びをしているほか、担当部長らが電話や面談にてお詫びをしている。
- (2)本契約を取消すべき事由はなく、申立人の主張にもとづいて契約を取消すことは、契約者間の公平を害する

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が挨拶もせず退職したこと等を理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。